

ラインラント＝プファルツ州制限措置（7月2日以降）

1. 感染予防措置

- ラインラント＝プファルツ州では、7月2日より新たな緩和措置が適用されます。概要は以下のとおりです。

【接触制限】

公共の場において、世帯に関わらず25人まで集まることができる。

【私的なパーティー】

最大100人まで参加可能。

屋内で開催される場合には、ワクチン接種証明書・快復証明書・陰性証明書いずれかの提示義務あり。

【行事】

屋内では最大350人まで、屋外では最大500人まで参加可能。

屋内行事では、ワクチン接種証明書・快復証明書・陰性証明書いずれかの提示義務あり。基準値が35を下回る場合には、以下の規定の通り大規模行事を実施することが可能。

- ・参加人数350人を超える屋内行事、および参加人数500人を超える、スタジアム内着席型の屋外行事では、最大収容量50パーセントを超えない形で、最大5000人まで参加することができる。
- ・参加人数500人を超えるスタジアム以外の、場所を限定した広場や道路での屋外行事の場合には、最大5000人まで参加することができる。
- ・5000人以上が参加する行事を開催する場合には、所管当局の許可が必要。

【クラブ・ディスコ】

人数制限および陰性証明書の提示義務の下、最大350名まで入店可能。

【飲食店】

陰性証明書の提示義務および事前予約義務が撤廃される。

【宿泊施設】

陰性証明書の提示はチェックイン時1回のみ必要、これまでの、48時間毎の陰性証明書提示義務は撤廃される。

【スポーツ】

屋内および屋外では最大50人までのグループで実施することができる。

（ワクチン接種者および快復者は人数にカウントされない）。

【動物園・博物館・ギャラリー】

事前予約義務が撤廃となる。

- 感染率が高い市・郡では、より厳しい規則が適用されることがありますので、各市・郡の発表に注意してください。

※参考1（ラインラント＝プファルツ州州令）：

https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/23._COBeLV0/210616_23._CoBeLV0.pdf

※参考2（6月29日付ラインラント＝プファルツ州政府プレスリリース）

<https://corona.rlp.de/de/aktuelles/detail/news/News/detail/ministerpraesidentin-malu-dreyer-gesundheitsminister-clemens-hoch-und-die-mitglieder-des-corona-exp/>

※ドイツ各州では、5月7日に連邦参議院で可決された「ワクチン接種者及び感染からの快復者に対する制限措置の緩和及び例外にかかる政令」が適用されています。

2. 検疫措置

5月13日から、従来のコロナウイルス入国規則（Coronavirus-Einreiseverordnung）、コロナウイルス感染予防条例（Coronavirus-Schutzverordnung）、モデル検疫規程（Musterquarantaeneverordnung）が統合され、ドイツ全土で統一的な登録義務、隔離義務、検査義務等が適用されています。

当該検疫措置を定めたコロナ入国規則にかかる政令の内容については、下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2